

議案第 60 号 令和5年度大津市介護保険事業特別会計補正予算  
(第 3 号)について

議案第 60 号令和5年度大津市介護保険事業特別会計補正予算(第 3号)について御説明いたします。

議案書 21 ページをお願いします。

このたびの補正につきましては、歳入歳出予算の総額に、それぞれ 3 億 5, 141 万 5 千円を増額補正し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ 310 億 6,089 万 7 千円にするものです。

それでは補正内容について、令和5年度大津市介護保険事業特別会計歳入歳出補正予算事項別明細書で御説明いたします。

242 ページをお願いします。

まず、歳入でございます。

款1保険料は、徴収額の減額を見込むものです。

款2使用料及び手数料は、督促手数料の減額を見込むものです。

款3国庫支出金、項1国庫負担金は、介護給付費に係る国の負担分であり、項2国庫補助金、目1調整交付金は、交付決定に基づくもの、目2地域支援事業交付金(介護予防・日常生活支援総合事業)及び目3

地域支援事業交付金(介護予防・日常生活支援総合事業以外)は、地域支援事業費に係る国の負担分、目4保険者機能強化推進交付金及び目5介護保険保険者努力支援交付金は、交付決定に基づくもの、244 ページに移りまして、目6介護保険事業費補助金は、制度改正に伴うシステム改修費に係る交付金であります。

款4支払基金交付金、項1支払基金交付金は、介護給付費及び地域支援事業の介護予防・生活支援サービス事業に係る社会保険診療報酬支払基金の負担分であります。

款5県支出金、項1県負担金は、介護給付費に係る県の負担分であり、項2県補助金、目1地域支援事業交付金(介護予防・日常生活支援総合事業)及び目2地域支援事業交付金(介護予防・日常生活支援総合事業以外)は、地域支援事業費に係る県の負担分であります。

款6財産収入は、介護給付費準備基金の運用益の確定によるものです。

款7繰入金、項1一般会計繰入金、目1介護給付費繰入金は介護給付費に係る市の負担分、目2地域支援事業交付金(介護予防・日常生活支援総合事業)及び 246 ページに移りまして、目3地域支援事業交付金(介護予防・日常生活支援総合事業以外)は、地域支援事業費に係る市の負担分、目4その他一般会計繰入金は、職員給与費や管理運営事業

費等に係る市の負担分、目5低所得者保険料軽減負担金繰入金は、所得の少ない第1号被保険者の保険料の一部を負担するための繰入金であります。

款8繰越金、項1繰越金は、令和4年度の繰越金を計上するものです。

款9諸収入のうち、目3雑入は、交通事故に起因する示談金、介護給付費の過誤等による返還金等をそれぞれ精査するものです。

以上、歳入合計3億 5,141万5千円を増額補正するものです。

続いて、歳出でございます。

248 ページをお願いします。

款1総務費、項1総務管理費は、管理運営に係る事務経費や国民健康保険連合会負担金等の執行見込の精査によるもの、項2徴収費は、保険料の賦課徴収に係る事務経費の執行見込の精査によるもの、項3認定審査会費は、介護認定審査会委員報酬等の認定審査会運営事業費、主治医意見書作成手数料や訪問調査委託料等の認定調査費の執行見込の精査によるものです。

款2保険給付費は、項1介護サービス諸費から、250 ページに移りまして、項4特定入所者介護サービス等費までは、給付費の執行見込みの精査によるもの、項5その他諸費は、給付費の審査支払事務手数

料の執行見込の精査によるものです。

款3地域支援事業費、項1介護予防・生活支援サービス事業費、目1介護予防・生活支援サービス事業費は、訪問型及び通所型サービス負担金等、252 ページに移りまして、目3一般介護予防事業費は、介護予防事業の委託等の事業費の執行見込みの精査によるものであり、項2包括的支援事業費・任意事業費は、地域包括支援センター14カ所の管理運営費や各種活動事業費等の執行見込みの精査によるものです。

254 ページをお願いします。

款4基金積立金は、介護給付費準備基金の運用利益を同基金に積み立てるものです。

款6諸支出金は、事業の執行見込の精査によるものです。

以上、歳出合計 3 億 5,141 万 5 千円を増額補正するものです。

以上をもちまして、議案第 60 号令和5年度大津市介護保険事業特別会計補正予算(第3号)の説明といたします。

御審査賜りますよう、よろしく願いいたします。